

管理番号 No. \_\_\_\_\_



# 重要事項説明書

(訪問看護)

利用者: \_\_\_\_\_ 様

事業者: 訪問看護ステーション安堵の架け橋

# 1 当事業所の概要

## (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション 安堵の架け橋
所在地	宮下通11丁目 3番1号
連絡先	0166-26-5075
管理者名	藤原 卓哉
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0162990618 号
サービス提供地域	旭川市・旭川市近郊

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

## (2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後17:00
定休日	土曜日・日曜日・祝・祭日 他 8月14日~16日 12月30日~1月3日

## (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	3名以上	1名	4名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

# 2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 0166-26-5075

担当部署: 訪問看護ステーション安堵の架け橋

担当者: 藤原 卓哉

受付時間:9:00~17:00 ※ご相談については各市区町村でも受付けております。

### 3 事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

介護保険と医療保険でのご依頼のご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

#### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 4 サービスの内容

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等の清潔の保持に関する援助
- (3) 食事及び排泄などの日常生活のお世話
- (4) 褥瘡の処置及び予防の工夫
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介護方法の説明
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 医師の指示による医療処置
- (11) 精神状態の観察

### 5. 通常の実施地域

1. 通常の指定訪問看護サービス提供地域は、旭川市内とします。
2. その他の地域については、相談に応じます。

## 6. 提供する訪問看護サービス

1. 訪問看護サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員までご遠慮なく質問してください。
2. 訪問看護サービスの提供にあたっては、訪問看護サービス提供表に基づき、利用者の状態の軽減もしくは悪化の防止・心身機能の維持回復を図るよう適切にサービスの提供・実施をいたします。
3. 訪問看護サービスの提供開始に際しては、主治医の訪問看護指示書による指示に従います。
4. 当事業所は主治医に対し、訪問看護サービス計画書及び訪問看護報告書を提出いたします。

## 7 利用料金（介護・介護予防保険）

### (1) 利用料金

サービス所要時間	基本単位数		夜間・早朝料金	深夜料金
	介護予防	介護		
20分未満	303 単位	314 単位	+25%	+50%
30分未満	451 単位	471 単位	+25%	+50%
30分以上1時間未満	794 単位	823 単位	+25%	+50%
1時間以上1時間30分未満	1,090 単位	1,128 単位	+25%	+50%

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

### ○サービスの加算料金

加算項目		単位
初回加算(I)		350 単位
初回加算(II)		300 単位
特別管理加算(I)(1月につき)		500 単位
特別管理加算(II)(1月につき)		250 単位
緊急時訪問看護加算(I)(1月につき)		600 単位
ターミナルケア加算(死亡月)		2,500 単位
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254 単位
	所要時間30分以上の場合	402 単位
長時間訪問看護加算		300 単位
退院時共同指導加算		600 単位
看護・介護職員連携強化加算		250 単位

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

## 8 利用料金 (医療保険)

### (1) 利用料金

		週3日まで(1日)	週4日以降(1日)
訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師・保健師・助産師	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
	理学療法士・作業療法士・言語療法士	5,550円	5,550円
	専門看護師	12,850円(月1回)	
訪問看護 基本療養費Ⅱ	看護師・保健師 助産師	同一日2人 5,550円	同一日2人 6,550円
		同一日3人 2,780円	同一日3人 3,280円
	准看護	同一日2人 5,050円	同一日2人 6,050円
		同一日3人 2,530円	同一日3人 3,030円
	理学療法士・作業療法士・言語療法士	同一日2人 5,550円	同一日3人以上 2,780円
	専門看護師	12,850円(月1回)	
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中に指定訪問看護を実施したときに算定	8,500円	

### ○サービスの加算料金

加算項目		金額	基本料金
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	
	月15日目まで	2,000円	
訪問管理療養費	月の初日		7,670円
	月の2日目以降		3,000円
難病等複数回訪問加算	1日に2回の場合	同一建物内1人	4,500円
		同一建物内2人	4,500円
		同一建物内3人以上	4,000円
	1日に3回の場合	同一建物内1人	8,000円
		同一建物内2人	8,000円
		同一建物内3人以上	7,200円

長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問看護・特別管理加算・特別指示期間)		週1回	5,200円	
複数名訪問加算	一人以上の看護職員との同行			
	看護師(准看護師を除く)と訪問 (週1回)	同一建物内1人	4,500円	
		同一建物内2人	4,500円	
		同一建物内3人	4,000円	
	准看護師と訪問(週1回)	同一建物内1人	3,800円	
		同一建物内2人	3,800円	
		同一建物内3人	3,400円	
	その他職員と訪問 (週3回)	1日 1回	同一建物内1人	3,000円
			同一建物内2人	3,000円
			同一建物内3人	2,700円
		1日 2回	同一建物内1人	6,000円
			同一建物内2人	6,000円
			同一建物内3人	5,400円
		1日3 回以上	同一建物内1人	10,000円
			同一建物内2人	10,000円
同一建物内3人			9,000円	
夜間・早朝看護加算		2,100円	2,100円	
深夜訪問看護加算		4,200円	4,200円	
24時間体制加算		月1回	6,800円	
特別管理加算	I	月1回	5,000円	
	II	月1回	2,500円	
退院時共同指導加算		1回限り	8,000円	
特別管理指導加算		1回限り	2,000円	
退院時支援指導加算		退院日のみ	6,000～8,000円	
在宅患者連携指導加算		月に1階限り	3,000円	

在宅患者緊急時カンファレンス加算	月に2回	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	月に1回限り	2,500円
訪問看護情報提供療養費	月に1回限り	1,500円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

## 9 利用料金（医療保険 精神科訪問看護）

### (1) 利用料金

		精神科訪問看護		精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	
		基本療養費（Ⅰ）		同一日に2人	同一日に3人以上
看護師、保健師、又は作業療法士	週3日まで	30分未満	4,250円	4,250円	2,130円
		30分以上	5,550円	5,550円	2,780円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	5,100円	2,550円
		30分以上	6,550円	6,550円	3,280円
准看護師	週3日まで	30分未満	3,870円	3,870円	1,940円
		30分以上	5,050円	5,050円	2,530円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	4,720円	2,360円
		30分以上	6,050円	6,050円	3,030円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（外泊時の訪問看護）*入院中1回					8,500円
精神科基本療養費加算	緊急時訪問看護加算		月14日目まで		2,650円
			月15日目以降		2,000円
	長時間精神科訪問看護加算（1時間半以上）		週に1回		5,200円
	複数名精神科訪問看護加算 保健師、看護師と他の保健師、看護師、又は作業療法士 保健師、看護師と准看護師		1日に1回		4,500円 3,800円
	夜間早朝訪問看護加算（18～22時、6～8時）				2,100円
	深夜訪問看護加算（22～6時）				4,200円
精神科管理療養費			月の初日		7,440円
			2日目以降		3,000円
精神科管理療養費加算	24時間対応体制加算		1月につき1回		6,800円
	特別管理加算（重症）		1月につき1回		5,000円
	特別管理加算		1月につき1回		2,500円
	退院時共同指導加算		退院につき1回		8,000円



	退院支援指導加算	退院につき1回 6,000円	長時間 8,000円
	訪問看護情報提供療養費	1月につき1回	1,500円

## 保険給付対象外サービス

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

サービス内容		金額
自費サービス	30分	3,300円(税込み)
その他	備品	別途資料あり
交通費(介護保険以外)	2km当たり(往復) 駐車場使用時は実費を申し受けます。 通常の訪問地域外に関しましては介護保険でも交通費を頂戴いたします。	110円(税込み)
休日料金(介護保険以外)	1回につき時間に関わらず	3,300円(税込み)
死後処置	処置利用時	11,000円(税込み)

## (2) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の8時30分までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

## (3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月27日までに請求しますので、27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

# 10 サービス終了

## (1) サービスの終了

### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1か月前までに、文書でお申し出ください。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の2ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合  
※非該当[自立]と認定された場合は、医療保険での適用となる場合もございます。

その際、料金に関しまして、再度ご説明させていただきます。

- ・ご利用様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・訪問にあたり、交通状況にて訪問時間が10分前後することがございますが、ご了承ください。  
10分以上の時間の遅れに関しましては、都度こちらからお電話でご説明させていただきます。
- ・祝祭日等の訪問、他ご利用様の緊急訪問等により、やむ負えない事情にて日にちの変更や時間の変更をさせていただく場合がございます。

・定期の訪問に関しましても、状況に応じ曜日の変更や時間の変更のご相談をさせていただくことがございます。

## 11 緊急時の対応方法

緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

① 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

### 会社の概要

社名	株式会社 ドリーム企画
資本金	10,000,000円
設立	平成 7 年 4 月
所在地	旭川市宮下通11丁目3番1号
代表者	山田 春雄

【事業内容】 訪問看護

【事業者】 株式会社 ドリーム企画

住 所： 旭川市宮下通11丁目3番1号

社 名： 株式会社 ドリーム企画

代表者： 山田 春雄 印

【事業所】

住 所： 旭川市宮下通 11 丁目 3 番 1 号

事業所名： 訪問看護ステーション 安堵の架け橋

(事業所番号 0162990618 )

担当者 藤原 卓哉 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 氏名 \_\_\_\_\_ 印

【家族又は代理人】 氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_ )